

## 港区版ふるさと納税制度団体応援補助金の運用の一部見直しについて

### 1 経緯

区は、港区版ふるさと納税制度の中で「団体応援寄付金」を寄付活用先として設けており、その寄付をみなとパートナーズ基金に積み立て、同基金を財源として区内公益団体へ団体応援補助金を交付することで、支援に取り組んでいます。

同補助金は、その年の1月から12月の寄付額の7割を上限に交付しており、令和6年度からは、団体への支援を強化するため、翌年度に加え、当該年度中にも前期（1～6月）・後期（7～12月）の2期に分けて算定し、交付できるよう見直したほか、税額控除団体に限っていた対象団体を拡大しました。

団体にとって一層活用しやすく、取組の活性化につなげていけるよう、令和8年度から、運用を一部、見直します。

### 2 見直しの内容

#### （1）複数年に跨る補助の実施

当該年の寄付を算定基礎とした補助金について、翌年度及び翌々年度に分けて申請できるようにします。

これにより、補助金の交付時期を分散化し、団体が必要な時に補助金を活用できる仕組みとします。

＜例＞ 令和7年1～12月にA団体を指定して1,000万円の寄付があった場合

	見直し前	見直し後
補助上限額	令和8年度：700万円	令和8年度：0円～700万円 令和9年度：700万円～令和8年度交付額

#### （2）当該年度交付の見直し

7～12月（後期）に寄付があった場合は、当該年度中ではなく、翌年度（又は翌々年度）に交付することとします。

なお、1～6月（前期）の寄付を基にした補助金交付は継続して実施し、年度の早い時期に支援を必要とする団体をサポートします。

### 3 今後のスケジュール

令和8年度～ 新しい運用による補助金の開始